

くらしの情報あれこれ

## 特殊詐欺の被害に

あわないために



【相談事例】消費生活センターを名乗って特殊詐欺に関する注意喚起の電話があった。「あなたの個人情報」が数社に登録されている。削除をするお手伝いをしてほしいが、「希望するか」と言われ、希望した。その後「削除の過程であなたがミスをしたためトラブルになった」と脅され、お金を要求されている。

相談事例は特殊詐欺のうち、振り込み詐欺の「架空請求詐欺」に分類されます。平成26年の県内の特殊詐欺被害額は、約5億4千万円で、そのうち約2億3千万円が「架空請求詐欺」です。

この他、公的機関を名乗る特殊詐欺の手口としては、「払い過ぎた医療費の還付があり、ATM（現金自動預け払い機）で受け取れる」と、携帯電話を持ってコンビニなどのATMへ行くように指示される「還付金等詐欺」がよく知られています。

※架空請求とは…流出した個人情報などを使い、電話のほか、手紙やはがき、電子メールなどで架空の請求を行う詐欺です。

### 【特殊詐欺の被害にあわないための対策】

- ・新聞やテレビ、出前講座、広報などにより特殊詐欺の手口を知りましょう。
- ・自分だけは大丈夫ということはありません。一人で判断せず、必ず周りの人や警察、消費生活センターに相談しましょう。
- ・犯行グループからの「だましの電話」を受けないためには、留守番電話機能や通話録音装置の利用が効果的です。